

FCTCと人権規範のより大きな統合の実現

この統合が重要である理由

人権システムでは、FCTC（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の実施の加速化、そしてタバコ規制、健康、人類発展の各目標の達成に向けて、適切で強力なグローバルメカニズムを提供し、各国を支援しています。国レベルの人権への取り組みにタバコ規制を含めることで、政策の一貫性が助成され、双方の取り組みに資力が追加されることとなります。すでに認められている人権とタバコ規制のつながりは、特に多数の人権条約や各国の憲法で健康と生命に対する権利として認められているほど明確ですが、その他多数の権利もこのつながりに含まれています。人権規範や義務も、政策策定や訴訟におけるタバコ産業の干渉や妨害と戦うための強力な武器となります。

人権とFCTCのつながり

世界初の公衆衛生条約を策定するに及んで、FCTCの立案者は、インスピレーション、実例、具体的な法的思考を培うために人権協定に注目しました。FCTCの本文を見ればこのつながりは明らかです。FCTCでは、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第12条¹とWHO憲法²を引用して、達成可能な範囲で最高水準の身体面・精神面の健康を人間が享受するための基本的権利を認めています。FCTCのいくつかの決定事項やガイドラインには、人権に関する言及が含まれています。³

タバコ製品が人権に及ぼす影響は、数々の人権フォーラムで直接的または暗黙的に言及されています。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約委員会は、その概評14で、FCTC Chapeauの文言をそのまま引用し、「タバコの製造、マーケティング、消費を阻止できない⁴」ことは、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第12条⁵に基づく保護義務の違反とみなされると述べています。⁶同様に、子どもの権利委員会の概評15では、児童の権利に関する条約に基づく義務の一環として、各国政府はFCTCを実施および執行しなければならないと言及されています。⁷

2016年、FCTCの第7回締約国会議（COP）では、決議FCTC/COP7（26）（人権を含めたWHO FCTC施行のための国際協力）への同意を得て、世界中でタバコの流行を阻止するために人権と人類発展の枠組を結びつけるよう締約国に要請し、タバコ産業の商業的利益やその他の既得権益から公衆衛生上の利益を保護するために、条約事務局に他の国連機関との協力を呼びかけています。⁸

人権、タバコ規制、FCTC、グローバル発展の課題、およびNCDと戦うためのグローバルな取り組みの相互関係

FCTCの発効以来、世界中の諸機構間におけるタバコ政策の一貫性は格段に改善されています。これは特に、非感染性疾患に関するグローバル行動計画（NCD GAP）⁹、持続可能な開発目標（SDGs）に当てはまります。¹⁰NCD GAPではFCTCの早急な実施を求め、2025年までにタバコ使用量を30%削減するという目標¹¹を定め、この目標は後日COP 7で採択されています。¹²持続可能な開発目標のための2030アジェンダには、目標3.aとして「あらゆる国でタバコ規制に関するWHO枠組条約の実施強化¹⁶

」が含まれています。これは、達成可能な最高水準の精神的・身体的健康に対する権利について提言を行った特別報告者によって強調されています。¹³

これらの連携は、人権擁護団体によって強化されています。国連人権理事会の決議35/23では、持続可能な開発目標のための2030アジェンダの実施において、達成可能な最高水準の肉体的・精神的健康を享受する権利を誰もが有することを認めており、2030年の持続可能な開発目標、とりわけFCTCの目標3.aの完全実施に向けた取り組みを各締結国に要請しています。14人権理事会のもう1つの決議である33/6では、人権の促進と擁護において予防が果たす役割を強調しています。¹⁵

健康に対する人権を保護する手段のひとつとして、高等裁判所がタバコ規制政策を支持

一部の裁判所では、タバコの流行を目の前にして、FCTCは少なくとも健康に対する権利擁護義務の内容を定める法的基準となる、という考え方を受け入れています。例えばベルギーの憲法裁判所では、タバコ規制法に取り組む際には健康の保護に関してFCTCの内容も併せて検討する必要性を強調しています。¹⁶

事実、FCTCを人権条約と宣言する司法機関まであります。例えば、ペルーの憲法裁判所ではタバコ規制法の合憲性を支持するにあたり、FCTCが人権義務を生み出したと判断しています。「FCTCが人権条約であるのは、憲法第7条で認められた健康保護に対する基本的権利の擁護を、同条約で明確、明示的かつ直接的に求めているからである」と述べられています。¹⁷同裁判所ではさらに、「FCTCが人権条約である理由は、健康保護に対する権利を「新しい権利」として認めていないものの、締約国に対して、その効果の最適化に貢献するための手段を講じるよう明確かつ直接的に義務付けているからである」と言明しています。¹⁸同様に、コスタリカの最高裁判所の憲法会議所もFCTCは人権条約であると表明しています。¹⁹

人権目標の達成に向けて国家や企業が果たす役割

一般に、国際人権法では国家と国民との関係を重要視し、人権規範を尊重し保護するための肯定的および否定的な義務を国家に課しています。これらの規範は多数の国際条約から導かれたものであり、他の法体系と同様に人権法は常に進化を続けています。この数十年にわたり人権法が遂げた最も重要な進歩のひとつは、人権の達成における企業の役割の重要性に対する意識の高まりで、特に特定の国家の「国民」の枠に収まらない多国籍企業の役割の重要性が指摘されています。この進化は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約委員会の概評24に反映されており、ビジネス活動が人権に及ぼす悪影響を回避し対処するにあたり、国家が果たす義務が明文化されています。²⁰またこの問題は、COPでも決議FCTC/COP7 (26)において認識され、「タバコ産業の商業的利益やその他の既得権益から公衆衛生上の利益を保護するために、既存の国連メカニズムおよびプロセスと協力してビジネスと人権の問題に取り組む」ように条約事務局に呼びかけています。²¹

国連のビジネスと人権に関する指導原則が作成した「保護、尊重、救済」の枠組は、人権の「3本の柱」とも呼ばれ、以下を認めることの上に成り立っています。

1. 国家が人権を**保護**する義務（第三者に対する人権侵害からの保護を含む）
2. 人権を**尊重**する企業の責任
3. ビジネス関連で人権侵害を被った者に対する**救済**の必要性²²

最初の柱は政府に、2番目の柱は企業に、3番目は双方に適用されます。タバコ産業では、人権の目標を達成するために独自の課題を提示しています。それは、タバコ製品が、産業にかかわらず労働慣行や環境悪化などの人権への脅威をもたらすことに加え、意図したとおりに使用すると死に至る

唯一の消費者商品であるという点で特異な存在である、ということです。健康に対する権利について提言を行った特別報告者は、健康に影響を与える産業の腐敗への注意を特に喚起し、健康義務に対する権利を国家が履行する能力を妨害する一例がタバコ産業であると発言しています。²³人権理事会が指導原則を承認してから1年後に開催された、NCDの予防と規制に関する国連総会ハイレベル会合で採択された政治宣言では、タバコ産業と公衆衛生の間に基本的な利益相反が存在することを特に強調しています。²⁴FCTCの当事国は、タバコ産業から国民の人権を保護し、被害者を救済するメカニズムを導入する義務と権利を有します。FCTCのビジョンを実現するには、保護と救済の両方が必要です。

FCTCと人権規範の統合が及ぼす影響

FCTCでは新しい人権の創設も強化もなく、2体制間の協力推進についても触れていません。²⁵FCTCに基づく義務の多くは、広く認められている人権との結びつきから「生まれた」ものでした。例えば、FCTC第8条では間接喫煙への曝露に対する保護を唱えています。これは生命、健康、健康的な環境に対する権利と本質的に結びついています。²⁶ひいては、人権プロセスの統合をさらに推し進めても、新しい国家義務が生まれることはないのです。

人権機関をはじめとする人権アクターとの協力を強めることが、FCTCの実施はもとより、健康に対する権利を保護するためにFCTCを超えたその他のタバコ規制介入策導入の追い風になる可能性があります。この点については、FCTCの第2.1条でも「人間の健康の保護をより一層図るために、締約国ではこの条約で要求される以上の施策の実施が奨励されている」と言及されています。²⁷

FCTCを人権法律文書に結びつけると相互強化が生まれます。強力なタバコ規制法の最も大きな障害は、タバコ産業の干渉と、国家レベルや地方レベルの「政府の関与」の完全欠如であると認識されています。FCTCの介入策を人権問題への取り組みに統合することで、新しい連帯や資力が生まれます。また多くの国では、既に人権法が国家の憲法または法律に盛り込まれ、タバコ産業の訴訟に強力な議論を新たにもたらしめています。

タバコの流行は1世紀以上も続き、タバコによる死亡者数は1億人を超えています。その間に国際人権法は成熟し、劇的な進化を遂げました。FCTCと人権規範はいずれも、人々の生活を改善し、苦痛を軽減することを意図しています。この2つが協力すれば、より効果的に目標を達成できます。

追加資料は、ASHの「タバコと人権」ハブ (www.ash.org/hrhub) でご覧ください。

¹ 国連総会, *International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*, Art. 12, 1966年12月16日, 国連, 条約シリーズ, 第993巻, p. 3, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36c0.html>

² 国連総会, *Entry into force of the constitution of the World Health Organization*, 1947年11月17日, A/RES/131, <http://www.refworld.org/docid/3b00f09554.html> [最終閲覧日 2018年8月22日]

³ サンプルは『Decision FCTC/COP/7/19, *Supra* 注釈4』を参照。

⁴ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約委員会, 概評14, *The right to the highest attainable standard of health (article 12 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)*, E/C.12/2000/4 (2000年8月11日), undocs.org/E/C.12/2000/4

⁵ *Supra* 注釈1.

⁶ 世界保健機関, タバコ規制枠組条約, Chapeau, 2003,
http://www.who.int/fctc/text_download/en/

⁷ 子供の権利に関する国連委員会 (CRC) , *General comment No. 15 (2013) on the right of the child to the enjoyment of the highest attainable standard of health (art.24)*, 2013年4月17日, CRC/C/GC/15,
<http://www.refworld.org/docid/51ef9e134.html>

⁸ タバコ規制枠組条約, 締結国会議, 決議 FCTC/COP7(26), http://www.who.int/fctc/cop/cop7/FCTC_COP7_26_EN.pdf

⁹ WHO *Global Action Plan for the Prevention and Control of NCDs 2013-2020*, 2013年, 決議 WHA66.10,
http://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/94384/9789241506236_eng.pdf?sequence=1

¹⁰ 国連総会, *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, 2015年10月21日, A/RES/70/1,
<http://www.refworld.org/docid/57b6e3e44.html>

¹¹ *Id.*

¹² タバコ規制枠組条約, 締結国会議 決議 FCTC/COP7(29), http://www.who.int/fctc/cop/cop7/FCTC_COP7_29_EN.pdf

¹³ *Report of the Special Rapporteur on the Right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health.* <http://www.refworld.org/docid/5875fed24.html>

¹⁴ *Supra* 注釈10.

¹⁵ 国連人権理事会, *the role of prevention in the promotion and protection of human rights: resolution / adopted by the Human Rights Council on 29 September 2016*, 2016年10月5日, A/HRC/RES/33/6,
<http://www.refworld.org/docid/5875fed24.html>

¹⁶ Vlaamse Liga tegen Kanker (フランドル対ガン連盟) , et al. v. Belgium Council of Ministers, Arrêt n° 37/2011 2011年3月15日, ベルギー憲法裁判所 (2011) .

¹⁷ ペルー憲法裁判所, Jaime Barco Rodas contra el Artículo 3o de la ley N. 28705 – Ley general para la prevención y control de los riesgos del consumo de tabaco, 違憲裁判手続, 2011年7月.
67

¹⁸ ペルー憲法裁判所, Jaime Barco Rodas contra el Artículo 3o de la ley N. 28705 – Ley general para la prevención y control de los riesgos del consumo de tabaco, 違憲裁判手続, 2011年7月. 69.

¹⁹ コスタリカ最高裁判所の憲法会議所.立法案の合憲性に関する申立。
Exp: 12-002657-0007-CO.Res. No 2012-003918, March 2012.

²⁰ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約委員会, 総評24, *State obligations under the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights in the context of business activities.*

²¹ タバコ規制枠組条約, 締結国会議, 決議 FCTC/COP7(26), http://www.who.int/fctc/cop/cop7/FCTC_COP7_26_EN.pdf

²² 国連人権理事会, *Protect, respect and remedy: a framework for business and human rights : report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, John Ruggie*, 2008年4月7日, A/HRC/8/5,
<http://www.refworld.org/docid/484d2d5f2.htm>

²³ ただし、健康に対する権利について提言を行った特別報告者は、健康に影響を与える産業の腐敗について特別な注意を喚起し、健康義務に対する権利を国家が履行する能力を妨害する一例がタバコ産業であると言及してい

ます。

²⁴ 国連総会, *Political Declaration of the High-level Meeting of the General Assembly on the Prevention and Control of Non-communicable Disease*, 2011年9月19日, UNGA 66/2, http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=%20A/RES/66/2. 参照: 第38項, タバコ産業と公衆衛生の間に存在する基本的な利益相反を認めている。

²⁵ Dresler, Marks. *The Emerging Human Right to Tobacco Control*, Human Rights Q 28 (2006) 599-651.

²⁶ 世界保健機関, タバコ規制枠組条約, 第8条, 2003, http://www.who.int/fctc/text_download/en/

²⁷ 世界保健機関, タバコ規制枠組条約, 第2.1条, 2003, http://www.who.int/fctc/text_download/en/